

イタリア消費法典の改正

——金融サービス遠隔取引指令 2002/65/CE 及び
不公正商行動指令 2005/29/CE の国内法化との関連で——

谷 本 圭 子*

目 次

はじめに

I. 改正前の法状況

1. 国内法
2. EC/EU 法

II. 改正過程

1. EC 2004年規則2006号の反映（消費法典144条の2の新設）
——2007年2月6日法律13号による改正
2. EC 不公正商行動指令の国内法化（消費法典新18条ないし27条の4、新57条）
——2007年8月2日立法命令146号による改正
3. EC 金融サービス遠隔取引指令の国内法化規定の取り込み
（消費法典67条の2ないし67条の22の新設）
——2007年10月23日立法命令221号による改正
4. その他

III. 改正された消費法典の規定内容

1. 新たに導入された144条の2について
2. 変更された18条ないし27条の4について
3. 新たに導入された67条の2ないし67条の22について

おわりに

はじめに

イタリア共和国において「消費法典 (Codice del consumo)」¹⁾ が2005年9月6日に成立し同年10月23日に施行されてから現在に至るまで、同法典

* たにもと・けいこ 立命館大学法学部教授

は幾度かの改正を経ることとなった。

改正の目的として、以下の四つをあげることができよう。すなわち、1. 成立時の法文上の誤りを是正すること、2. ヨーロッパ法に基づく義務を履行すること（規則の遵守や指令の国内法化）、3. 既に国内法化していたが同法典には取り込まれていなかった規定を取り込むこと、4. クラスアクションに関する規定を新設すること、である。つまり、これら幾度かの改正により消費法典は、さらに膨大な量の法規範をそのうちに取り込むこととなった。

中でも、「2002年金融サービス遠隔取引指令 2002/65/CE」²⁾ 並びに「2005年不公正商行動指令 2005/29/CE」³⁾ が、消費法典改正作業の中で、消費法典中に規定内容として取り込まれた点は見過ごすことはできない。すなわち、ヨーロッパ消費者法において非常に重要な位置を占めるこれら両指令が、イタリアにおいてどのように国内法化されるに至っているかは、イタリア消費者法に関する重要な検討対象となろう。そこで本稿においては、特にこれら両指令の国内法化が消費法典改正においてどのように実現されたかを中心に、加えて2008年までのその他の消費法典改正状況に

1) Decreto Legislativo 6 settembre 2005, n. 206 “Codice del consumo, a norma dell’ articolo 7 della legge 29 luglio 2003, n.229”, *G.U.*, n.235 del 8 ottobre 2005-S.o.n.162. この邦訳及び成立時の規定内容については、谷本圭子（訳）「イタリア消費法典」立命館法学312号（2007年）350頁以下、同「イタリアにおける消費者法の状況・その1——消費法典の成立・施行——」立命館法学327号・328号（2010年）456頁以下参照。

2) Direttiva 2002/65/CE del Parlamento europeo e del Consiglio, del 23 settembre 2002, concernente la commercializzazione a distanza di servizi finanziari ai consumatori e che modifica la direttiva 90/619/CEE del Consiglio e le direttive 97/7/CE e 98/27/CE, *G.U.C.E.*, L271 del 9 ottobre 2002, p.16.

3) Direttiva 2005/29/CE del Parlamento europeo e del Consiglio, dell’ 11 maggio 2005, relativa alle pratiche commerciali sleali tra imprese e consumatori nel mercato interno e che modifica la direttiva 84/450/CEE del Consiglio e le direttive 97/7/CE, 98/27/CE e 2002/65/CE del Parlamento europeo e il regolamento(CE) n.2006/2004 del Parlamento europeo e del Consiglio (direttiva sulle pratiche commerciali sleali) (Testo rilevante ai fini del SEE), *G.U.C.E.*, L149 del 11 giugno 2005, p.22.

についても概観していく。

なお、その後クラス・アクションに関する規定も新設され⁴⁾、非常に重要な法改正であるが、これについてはまた別の機会に検討したいと思う。

I. 改正前の法状況

改正内容を見る前に、それ以前の改正内容に関わる法状況を概観しておきたい。

1. 国内法

まず、イタリア国内法の状況としては、消費法典成立の直前に、消費者保護に関わる重要な二つの法が成立していた。すなわち、

- ① 2005年8月17日法律173号「住居への直接販売及びピラミッド販売形態からの消費者保護」⁵⁾
- ② 2005年8月19日立法命令190号「『消費者への金融サービスの遠隔取引についての指令 2002/65/CE（以下では「金融サービス遠隔取引指令」と略称する）』の国内法化」⁶⁾である。

②は金融サービス遠隔取引指令の国内法化義務履行のために制定された。すなわち、同指令は当初は独立の法規として国内法化されたのである。国内法化において特別な措置を講じることもなされず指令通りの内容

4) 紆余曲折を経た後、2009年7月23日法律99号49条 (Legge 23 luglio 2009, n. 99, "Disposizioni per lo sviluppo e l' internazionalizzazione delle imprese, nonché in materia di energia", *G. U.* n. 176 del 31 luglio 2009-S. O. n. 136) により消費法典中に140条の2が新設された。

5) Legge 17 agosto 2005, n.173, "Disciplina della vendita diretta a domicilio e tutela del consumatore dalle forme di vendita piramidali", *G.U.*, n.204 del 2 settembre 2005.

6) Decreto Legislativo 19 agosto 2005, n.190, "Attuazione della direttiva 2002/65/CE relativa alla commercializzazione a distanza di servizi finanziari ai consumatori", *G.U.*, n. 221 del 22 settembre 2005.

が踏襲されている。

①に関わり、まず、「住居への直接販売」については、従来から「商業活動の実行に関する一般原則と一般法規」を定める1998年3月31日立法命令114号⁷⁾19条により、実行者が本拠を有する市町村 (comune) へ「事前の連絡」をして受領されてから30日を経たのみ活動を始めることができるという規制がかけられていた。①は、同規制の適用を確認し (2条, 3条1項), かつ、直接販売の担当者がいかなる権利をもちいかなる義務を負うのかを詳細に定めるものであり (3条2項ないし5項, 4条), 違反に対しては行政罰金が予定された (7条3項)。また、「ピラミッド販売」及び「賭博や鎖 (catena. 例 catene di Sant' Antonio)」という形態の禁止も定め (5条, 6条), 違反に対しては禁固又は罰金刑が予定された (7条1項)。もっとも、①のうち、「ピラミッド販売等の禁止」に関わる部分については、他法の規定との重複を避けるため、後の改正により廃止されている。これについては後述する (後述Ⅱ 2(1)参照)。

2. EC/EU 法

(1) 概 観

EC/EU においては、イタリア消費法典の成立前に、消費者保護に関わって重要な3つの法が制定されていた。すなわち、

- 2004年10月27日「消費者保護のための法の実施について責任を負う国内機関の間での協同に関するヨーロッパ議会及び理事会2004年規則2006号 (il Regolamento (CE) n.2006/2004) (以下では2004年規則と略称する)』⁸⁾
- 2005年5月11日「企業と消費者との間での不公正な商行動に関し、か

7) Decreto Legislativo 31 marzo 1998, n.114, "Riforma della disciplina relativa al settore del commercio, a norma dell' articolo 4, comma 4, della legge 15 marzo 1997, n.59". *G. U.*, n.95 del 24 aprile 1998-S.o. n.80.

8) Regolamento (CE) n.2006/2004 del Parlamento europeo e del Consiglio del 27 ottobre

つ、諸指令 84/450/CEE, 97/7/CE, 98/27/CE, 2002/65/CE 及び規則 (CE) n.2006/2004 を修正するヨーロッパ議会及び理事会指令 2005/29/CE（以下では不公正商行動指令と略称する）⁹⁾

- 2006年12月12日「欺罔的広告及び比較広告に関するヨーロッパ議会及び理事会指令 2006/114/CE（以下では2006年広告指令と略称する）」¹⁰⁾である。

まず、2004年規則の内容は、消費法典成立時に同法典中に反映されることはなかった。

次に、不公正商行動指令も、同法典成立時には国内法化の期限である2007年12月12日までにはなお余裕があった。不公正商行動指令は、不公正な商行動に関して定めるものであるが、同時に以下の指令及び規則を修正するものである。

- 1984年9月10日「欺罔的広告についての加盟諸国の法規定、規則及び行政規定の近似化に関する指令 84/450/CEE（以下では1984年広告指令と略称する）」¹¹⁾
- 1997年5月20日「遠隔契約についての消費者保護に関するヨーロッパ議会及び理事会指令 97/7/CE（以下では遠隔契約指令と略称する）」¹²⁾
- 1998年5月19日「消費者利益保護のための差止措置に関するヨーロッパ

↘2004 sulla cooperazione tra le autorità nazionali responsabili dell' esecuzione della normativa che tutela i consumatori ("Regolamento sulla cooperazione per la tutela dei consumatori"), *G.U.C.E.*, L364 del 9 settembre 2004, p.1.

9) 前掲注3) 参照。

10) Direttiva 2006/114/CE del Parlamento europeo e del Consiglio, del 12 dicembre 2006, concernente la pubblicità ingannevole e comparativa, *G.U.C.E.*, L376 del 27 dicembre 2006, p.21.

11) Direttiva 84/450/CEE del Consiglio, del 10 settembre 1984, relativa al ravvicinamento delle disposizioni legislative, regolamentari e amministrative degli Stati membri in materia di pubblicità ingannevole, *G.U.C.E.*, L250 del 19 settembre 1984, p.17.

12) Direttiva 97/7/CE del Parlamento europeo e del Consiglio del 20 maggio 1997, riguardante la protezione dei consumatori in materia di contratti a distanza, *G.U.C.E.*, L144 del 4 giugno 1997, p.19s.

議会及び理事会指令 98/27/CE (以下では差止指令と略称する)』¹³⁾

- 2002年 9 月23日「消費者への金融サービスの遠隔取引に関し、かつ、諸指令 90/619/CEE, 97/7/CE 及び 98/27/CE/を修正するヨーロッパ議会及び理事会指令 2002/65/CE」¹⁴⁾
- 前述2004年規則

まず、1998年差止指令に関わる修正は、付表中のリスト 1 につき、不公正商行動指令でもって取り替えるというものであり (16条 1 項)、また、2004年規則に関わる修正は、これも付表中のリストに新たに不公正商行動指令を16として付け加えるというものである。

これに対して、1984年欺罔的広告指令に関わる修正は、実質的なものとなっている。すなわち第 1 条は、「本指令は、欺罔広告とその不公正な結果から職業人を保護すること及び比較広告の適法性の諸条件を確立することを目的とする。」と修正される。また、2 条, 3 a 条, 4 条 1 項及び 7 条 1 項も修正される (詳細については以下で述べる)。

また、1997年遠隔契約指令並びに2002年金融サービス遠隔取引指令の修正は、それぞれが 9 条で定める「要求されていない提供」について、より規制を強化する内容となっている。不公正商行動指令が「要求されていない提供」について支払要求をすることが、「常に攻撃的商行動」と見なされるべきことを定めた (付表 I 29) ことを受けている (詳細については II で述べる)。

2006年広告指令は、前述1984年広告指令が、1997年10月 6 日「欺罔広告に関する 84/450/CEE 指令を比較広告を含めるために修正するヨーロッパ議会及び理事会指令 97/55/CE」¹⁵⁾ により、さらには前述のように不公正

13) Direttiva 98/27/CE del Parlamento europeo e del Consiglio, del 19 maggio 1998, relativa a provvedimenti inibitori a tutela degli interessi dei consumatori, *G. U. C. E.*, L166 dell'11 giugno 1998, p.51.

14) 前掲注 2) 参照。

15) Direttiva 97/55/CE del Parlamento Europeo e del Consiglio del 6 ottobre 1997 che

商行動指令により、幾度もの重要な改正を経てきたため、「明確化と合理化」を目的として新たに起草されたものである¹⁶⁾。本指令10条により1984年広告指令は廃止されるが、本指令の位置づけは、不正商行動指令と関わり注意を要するため、以下で詳しく見ていく。

(2) 不公正商行動指令と広告指令の関係

① 1984年広告指令から2006年広告指令へ

2006年広告指令は、既に述べたように1984年広告指令を廃止するものである。しかし、同84年指令は、前述した不公正商行動指令によっても既に内容修正を受けていた。結局問題となるのは、現在残されている不公正商行動指令と2006年広告指令との関係となる。

1984年に始まる欺罔広告に関わる指令を見ると、1984年指令は1条において「本指令は、欺罔広告とその不公正な結果から、消費者及び商業活動、生産活動、職人活動及び職業活動を行う者、さらに公益一般を保護することを目的とする」と定めていたし、これを修正する97/55/CE指令も1条において、「本指令は、欺罔広告とその不公正な結果から、消費者及び商業活動、生産活動、職人活動及び職業活動を行う者、さらに公益一般を保護すること、及び比較広告の適法性の諸条件を確立することを目的とする」と定めていた。つまり、1997年に比較広告に関する規制も加えられたという内容上の変更はあったが、欺罔広告から保護されるべき名宛人としては、消費者のみならず商業活動、生産活動、職人活動及び職業活動を行う者、さらには公益一般まで含める点で変更はなかったのである。

ところが、1984年指令を廃止した2006年指令においては、「欺罔広告及び比較広告に関するヨーロッパ議会及び理事会指令」という名称をもつにもかかわらず、1条における目的には重要な変更が施されている。すなわ

↘ modifica la direttiva 84/450/CEE relativa alla pubblicità ingannevole al fine di includervi la pubblicità comparativa. *G.U.C.E.*, L.290 del 23 ottobre 1997, p.18.

16) 指令 2006/114/CE における考慮理由(1)を参照。

ち、「本指令は欺罔広告とその不公正な結果から職業人を保護すること及び比較広告の適法性の諸条件を確立することを目的とする」と定める。

② 2005年不公正商行動指令による分断

なぜこのような変更が施されたのか。これは、不公正商行動指令によって説明されることとなる。すなわち、不公正商行動指令は、まず1条においてその目的につき、「本指令は、消費者の経済利益を侵害する不公正商行動に関わる加盟諸国の法規定、規則及び行政規定を調和することにより域内市場が正常に機能すること及び消費者保護の高度化を達成することに資することを目的とする」と明示している。さらに、14条は前述1984年広告指令を修正している。すなわち、「84/450/CEE は、以下のように修正される。1) 第1条は、『第1条 本指令は欺罔広告とその不公正な結果から職業人を保護すること及び比較広告の適法性の諸条件を確立することを目的とする』……」と定めるのである。つまり、前述2006年指令1条における目的の内容は、既に2005年指令によって修正されていた84年指令1条を引き継いだものにすぎなかったのである。

不公正商行動指令と広告指令との関係について以下の点が明らかとなった。2005年不公正商行動指令は、97年に修正された84年広告指令の規定内容をさらに拡大して規制対象とするものであるが、消費者と職業人に人的適用範囲を限定している。そのため、84年広告指令は依然として「職業人保護」に関してはその存在意義を持ち続けたのであり、現在これは2006年広告指令に引き継がれている。言い換えれば、「消費者保護」を目的とする不公正商行動規制と「職業人保護」を目的とする広告規制に、内容的にも適用対象の点でも、規制が分断されたといえよう。なお、職業人の定義は、2005年指令14条により修正された84年指令2条3項において、「商業活動、生産活動、職人活動及び職業活動の範囲で行為する者」と新たに定義されたため、従来の対象からの変化はない。しかし、「公益一般の保護」という言葉は削除されてしまっている。

II. 改正過程

消費法典成立後の法状況は以上のように相当複雑なものとなっていた。いくつかの EC/EU 法については、国内法への転換及び国内法での考慮が必要であることは当然としても、どのように国内法の中で規定すべきかについても考える必要があった。

以下では、消費法典成立後に同法典を改正した法につき、時間的に順を追いつつ、特に EC/EU 法との関連に着目しながら、改正理由及び改正内容について見ていきたい。

1. EC 2004年規則2006号の反映（消費法典144条の2の新設）

——2007年2月6日法律13号による改正

2007年2月6日法律13号は、「ヨーロッパ共同体へのイタリアの加盟により生じる義務履行のための諸規定——共同体法2006」を定めるものであるが、その19条において、消費法典中に新たに144条の2を導入することを規定する¹⁷⁾。

2. EC 不公正商行動指令の国内法化（消費法典新18条ないし27条の4，新57条）

——2007年8月2日立法命令146号による改正

(1) 概観

2007年8月2日立法命令146号は、「企業と消費者との間での不公正な商行動に関し、かつ、84/450/CEE, 97/7/CE, 98/27/CE, 2002/65/CE 及び規則 (CE) n.2006/2004 を修正する 2005/29/CE 指令の国内法化」を实

17) Legge 6 febbraio 2007, n. 13, "Disposizioni per l'adempimento di obblighi derivanti dall'appartenenza dell'Italia alle Comunità europee—Legge comunitaria 2006", *G. U.* n. 40 del 17 febbraio 2007-S. O. n. 41/L.

行するものである¹⁸⁾。

規定内容の概略は以下の通りである。

1 条—消費法典18条ないし27条の、新18条ないし27条の4による差し替え

2 条—消費法典57条の、新57条による差し替え

3 条—2005年8月19日立法命令190号14条の、新14条による差し替え

4 条—本立法命令施行後、11で前述した「住居への直接販売及びピラミッド販売形態からの消費者保護」についての2005年8月17日法律173号5条1項及び7条は、消費法典23条1項p)で定義されるように消費者と職業人間でのピラミッド販売形態に関する部分について、廃止される

1 条では、2005年不公正商行動指令の主要規定を消費法典改正によって国内法化している。すなわち、従来は消費法典「第二部教育、情報提供及び広告・第三章広告及びその他の商業的コミュニケーション・第二節広告の性格・第一款欺罔広告及び比較広告」の下に欺罔広告及び比較広告を対象に規定されていた18条ないし27条を、「第三章商行動、広告及びその他の商業的コミュニケーション・第二節不公正商行動・第一款欺罔の商行動・第二款攻撃的商行動」の下に不公正商行動を対象とする新たな18条ないし27条の4へと差し替えている。

まず注目すべきなのは、今回の改正により、不公正商行動指令2条(a)(b)が人的適用範囲として予定する「消費者 (consumatore)」及び「職業人 (professionista)」の定義がそのまま、イタリア消費者法の中にも導入された点である (新18条)。つまり、「消費者」とは、「本章が対象とする商行動において、自己の商業活動、生産活動、職人活動又は職業活動の範囲に入らない (non rientrano nel quadro) 目的のために行為する自然人」と定

18) Decreto Legislativo 2 agosto 2007, n.146, "Attuazione della direttiva 2005/29/CE relativa alle pratiche commerciali sleali tra imprese e consumatori nel mercato interno e che modifica le direttive 84/450/CEE, 97/7/CE, 98/27/CE, 2002/65/CE, e il Regolamento (CE) n.2006/2004.", *G.U.*, n.207 del 6 settembre 2007.

義され、「職業人」とは、「本章が目的とする商行動において、自己の商業活動、生産活動、職人活動又は職業活動の範囲内で (nel quadro) 行為する自然人又は法人、及び、職業人の名又は計算において行為する者」と定義されている。このような定義は、それまでの消費者保護を目的とする多くの EC/EU 指令のイタリア語版において見られなかった定義である。

2条及び3条は、2005年指令15条1項及び2項を国内法化している。すなわち、2005年指令付表I 29で「要求されていない提供」により支払要求することは常に「攻撃的商行動」とみなされ禁止される。これを受けて、同指令15条1項及び2項が、遠隔契約及び金融サービス遠隔取引について、「要求されていない提供の場合に返答しないことは同意を意味しないため、支払義務を負わない」とするための必要な措置を加盟国に要求し、1997年遠隔契約指令9条及び2002年金融サービス遠隔取引指令9条を修正する。

2条では、1997年遠隔契約指令9条は消費法典57条「要求されていない提供 (servizi non richiesti) において国内法化されているため、2005年指令15条1項の国内法化のために、消費法典57条を改正する。

3条では、2002年金融サービス遠隔取引指令9条は既に2005年8月19日立法命令190号14条「要求されていない提供」において国内法化されていたので、2005年指令15条2項の国内法化のために同立法命令14条を改正する。

4条は、I 1で前述した「住居への直接販売及びピラミッド販売形態からの消費者保護」についての2005年8月17日法律173号との調整を行うものである。すなわち、2005年不公正商行動指令付表I 14で「ピラミッド販売形態」の開始・運営・奨励は常に欺罔的商行動とみなされ禁止されており、この規定を国内法化するために、消費法典23条1項p)が規定された。そのため、同法律5条1項及び7条のうちピラミッド販売形態に関わる部分は、重複のために廃止されたのである（前述I 1参照）。

(2) EC 不公正商行動指令の国内法化により必要となる調整

——2007年 8 月 2 日立法命令145号の成立

2007年立法命令146号が成立した同日、立法命令145号「欺罔広告についての 84/450/CEE 指令を修正する 2005/29/CE 指令14条の国内法化」¹⁹⁾ も成立している。同立法命令はそのタイトルが示すように、不公正商行動指令14条（84年指令を修正する条文）を国内法化することを主たる目的とするが、2006年広告指令をも考慮している。

規定内容の概略は以下の通りである。

1 条—目的

2 条—定義

3 条—評価要素

4 条—比較広告の適法性の条件

5 条—広告の透明性

6 条—健康と安全にとって危険な製品の広告

7 条—子供及び青年

8 条—行政及び司法による保護

—新27条と同じ（ただし、同条には16号はない）

9 条—自主規制

10条—財政的中立性

不公正商行動指令14条は、I 2(2)②で前述したように、「84/450/CEE は、以下のように修正される」として、84年指令の複数条文を修正している。すなわち、第1条は、「本指令は、欺罔広告とその不公正な結果から職業人を保護すること及び比較広告の適法性の諸条件を確立することを目的とする。」と修正され、また、2条、3 a 条、4 条 1 項及び 7 条 1 項も修正される。

19) Decreto Legislativo 2 Agosto 2007, n.145, "Attuazione dell' articolo 14 della direttiva 2005/29/CE che modifica la direttiva 84/450/CEE sulla pubblicità ingannevole", *G.U.* n.207 del 6 settembre 2007.

ただ、立法命令145号1条ないし9条の内容を見ると、立法命令146条により改正される以前の、消費法典「第二部・第三章・第二節・第一款欺罔広告及び比較広告」に規定されていた旧19条ないし27条に対応している。ただ、旧19条ないし27条は元々84年指令を国内法化した規定であるため、84年指令1条に対応する旧19条は修正を受けて1条として、同指令2条に対応する旧20条は修正を受けて2条として、同指令3条aに対応する旧22条は修正を受けて4条として、同指令4条1項に対応する旧26条は修正を受けて8条として、規定されることとなった。これら以外の規定は従来消費法典で規定されていた内容とほぼ同じである。

その背後では、消費法典旧19条ないし27条は84年指令を受けて規定されていたため保護目的を「消費者」の利益保護に限定していなかったが、2005年指令により「消費者」に対象を絞って広告を含めた不公正行動を広く規制するという方向に舵がきられたため、国内法規定をどのように設計し直すかが問題となっていたといえよう。

結果として、一方では、消費法典中の広告に関わる規定につき、目的を「消費者」利益保護に絞ることにして、2005年指令を国内法化した規定内容へと全面的に改定された。他方で、84年指令で保護対象とされていた「商業活動、生産活動、職人活動及び職業活動を行う者」についても、従来の規定を維持して保護していく必要があった。そのため、消費法典とは保護対象を異にする別個の法規、つまり立法命令145号を定め、その法規の中に、従来の消費法典中の規定内容を移し替えるという方法を採用したのである。

(3) 消費法典新27条11号に定める規則

消費法典旧27条は、欺罔広告及び比較広告を対象として「行政及び司法による保護」についての定めをおいていた。これに対して新27条は、その見出しは同じであるが、不公正商行動を対象としており、かつ、その規定内容が改正されている。

新27条11号では、「市場競争保証機構は、口頭弁論、書類の十分な審理及び調書作成を保証するために、適切な規則 (regolamento) でもって、事実審手続き (procedura istruttoria) を規律する」と定めたことを受けて、「2007年11月15日不公正商行動に関する事実審手続きについての規則17589号」²⁰⁾ が定められた。また、同日には「2007年11月15日欺罔広告及び比較広告に関する事実審手続きについての規則17589号」²¹⁾ も定められたが、これは、前述2007年立法命令145号8条が、消費法典新27条と同じ内容を規定し、同条11号で「市場競争保証機構は、口頭弁論、書類の十分な審理、及び調書作成を保証するやり方で、適切な規則でもって、事実審手続きを規律する」と定めたことを受けたものである。

3. EC 金融サービス遠隔取引指令の国内法化規定の取り込み (消費法典67条の2ないし67条の22の新設)

——2007年10月23日立法命令221号による改正

先の改正から程なく同じ2007年に再度、消費法典は重要な改正を受けることとなった。すなわち、2007年10月23日立法命令221号により、「消費法典に関する2005年9月6日立法命令206号を修正し補完する諸規定」が定められたのである²²⁾。本改正の最も重要な点は、金融サービス遠隔取引指令を国内法化した規定内容が消費法典に取り込まれたことであるが、他にも重要な改正点が存在しており、順に見ていくことにする。

規定内容は以下の通りである。

20) AUTORITÀ GARANTE DELLA CONCORRENZA E DEL MERCATO, 15 novembre 2007, n.17589, Regolamento sulle procedure istruttorie in materia di pratiche commerciali scorrette, *G.U.*, n.283 del 5 dicembre 2007.

21) AUTORITÀ GARANTE DELLA CONCORRENZA E DEL MERCATO, 15 novembre 2007, n.17590, Regolamento sulle procedure istruttorie in materia di pratiche commerciali scorrette, *G.U.*, n.283 del 5 dicembre 2007.

22) Decreto Legislativo 23 ottobre 2007, n.221, "Disposizioni correttive ed integrative del decreto legislativo 6 settembre 2005, n.206, recante Codice del consumo, a norma dell'articolo 7, della legge 29 luglio 2003, n.229", *G.U.*, n.278 del 29 novembre 2007.

- 1 条—消費法典前文の修正
- 2 条—消費法典 2 条の修正
- 3 条—消費法典 3 条の修正—「消費者又は利用者」と「職業人」の定義の修正
- 4 条—消費法典第 2 部第 3 章の見出しの修正
- 5 条—消費法典33条の修正
- 6 条—消費法典38条の修正
- 7 条—消費法典51条の修正
- 8 条—消費法典57条の修正
 - 2007年 8 月 2 日立法命令146号による修正後の調整
- 9 条—消費法典第三部第三章第一節への、第四款の二「消費者への金融サービスの遠隔取引」67条の 2 ないし67条の22の挿入
- 10条—消費法典82条の修正
- 11条—消費法典84条の修正
- 12条—消費法典100条の修正
- 13条—消費法典108条の修正
- 14条—消費法典115条の修正
- 15条—消費法典130条の修正
- 16条—消費法典139条の修正
- 17条—消費法典140条の修正
- 18条—消費法典141条の修正
- 19条—消費法典付表 I の廃止
- 20条—消費法典中の「生産活動省ないし大臣」への言及は、「経済発展省ないし大臣」への言及とする
- 21条—「消費者への金融サービスの遠隔取引についての指令 2002/65/CE」の国内法化に関する2005年 8 月19日立法命令190号の廃止
 - まず 3 条は、消費法典における「消費者又は利用者」と「職業人」の一般的定義を変更するものである。つまり、2007年 8 月 2 日立法命令146号

による直前の改正により18条において導入された「消費者」と「職業人」の定義（前述 2(1)参照）に、消費法典中の「消費者」と「職業人」に関する一般的定義規定である3条の内容を調和させる措置がとられた²³⁾。この点は、注目すべきであろう。すなわち、従来 EC 指令においては見られなかった「消費者」及び「職業人」の定義を「不公正商行動指令」は規定したわけであるが、その定義をイタリア消費法典は一般的な定義として採用したということである。

また9条は、第三部第三章第一節第四款の後に、第四款の二「消費者への金融サービスの遠隔取引」を挿入し、その中で67条の2ないし67条の22という計21条に渡る大部の規定を新設するつまり、消費法典成立のまさに直前に成立した「消費者への金融サービス遠隔取引についての指令 2002/65/CE の国内法化に関する2005年8月19日立法命令190号」（前述 I 1 参照）の内容を、消費法典の中に移し替えたのである。

結果として、2005年190号立法命令は廃止された（21条）。また、そもそも消費法典中の遠隔契約に関する規定（第三部第三章第一節第二款）は旧51条において「金融サービスに関連する契約」を適用除外としており、かつ、そのリストは付表 I に挙げられていたので、既述のような状況下で調整が必要となった。そのため、新51条において、「第二款」に定める遠隔契約一般に関する規定については「67条の2以下に定める金融サービスに関連する契約」を適用除外とすることとし（7条）、また、付表 I は廃止されたのである（19条）。

23) 第3条 [定義]

1. 異なる定めがない限り、本法典の目的において意味するのは、
 - a) 消費者及び利用者とは、場合によっては展開される商業活動、生産活動、職人活動又は職業活動とは異なる目的で行為する自然人である、
 - b) …… (省略)
 - c) 職業人とは、自己の商業活動、生産活動、職人活動又は職業活動の実施において行為する自然人又は法人、若しくはその仲介者である、
…… (省略)

その他の規定は、改正による形式的な文言上の調整や、成立時から存在していた法文上の誤りの訂正を定めるものである。

4 その他

規定内容の改正ではないが、その後の立法により、消費法典と関わる部分に影響が生じている箇所がある。

① 2006年2月23日法律51号²⁴⁾（2005年12月30日立法命令273号を修正し同法へと転換）

19条の2—消費法典58条2項は、2003年6月30日立法命令196号「個人情報保護法典」に定める諸規定に違反した場合も適用される
31条の2—消費法典6条c)の規定は、2007年1月1日から、つまり、同法典10条に定める命令の施行日から効力を発する

② 2007年4月2日法律40号²⁵⁾（2007年1月31日立法命令7号を修正し同法へと転換）

7条5項（第一章「消費者保護のための緊急措置」中に規定）
一本立法命令に定める消費法典137条の意味でのイタリア銀行団体と全国レベルで代表する消費者団体は、本命令の施行日から3月以内に、仲介での消費貸借契約の公正回復のための一般規則、特に、借入金の繰上げ完済又は一部返済の場合に負担する違約金の上限を定める

24) Legge 23 febbraio 2006, n.51, "Conversazione in legge, con modificazioni, del decreto-legge 30 dicembre 2005, n. 273, recante definizione e proroga di termini, nonché conseguenti disposizioni urgenti. Proroga di termini relativi all' esercizio di deleghe legislative", *G.U.*, n. 49 del 28 febbraio 2006-S.o., n.47.

25) Legge 2 aprile 2007, n.40, "Conversazione in legge, con modificazioni, del decreto-legge 31 gennaio 2007, n. 7, recante misure urgenti per la tutela dei consumatori, la promozione della concorrenza, lo sviluppo di attività economiche e la nascita di nuove imprese", *G.U.*, n.77 del 22 aprile 2007-S.o., n.91.

Ⅲ. 改正された消費法典の規定内容

以上述べてきた数度の改正により消費法典の規定内容はどのようなものとなっているか。以下では順に、改正後の規定内容につき概観した上で条文を仮訳しておく。

1. 新たに導入された144条の2について

新たに導入された144条の2は、まず、「消費者保護のための国内機関の間での協同」とのタイトルの下に、1項では、I 2で前述した2004年10月27日「消費者保護のための法の実施について責任を負う国内機関の間での協同に関するヨーロッパ議会及び理事会2004年規則2006号 (il Regolamento (CE) n.2006/2004)」3条c)の意味での国内公的機関としての機能を、「経済発展省 (Ministero dello sviluppo economico)」が担うことを定める。

2項では、特に消費法典における「旅行サービス」、「濫用条項」、「消費用動産販売における保証」、「消費信用」、「電子商取引」を対象とする規律に関わって経済発展省が上記の機能を担う旨を定め、3項では国内での集団的利益を侵害する法律違反に関しても、同省が上記の機能を担う旨を定める。

〈条文訳〉

144条の2 [消費者保護のための国内機関の間での協同]

1. 経済発展省は、2004年9月27日消費者保護のための法の実施について責任をもつ国内機関の間での協同に関するヨーロッパ議会及び理事会2004年規則2006号3条c)の意味での、国内公的機関の機能を展開するものとする。
2. 特に、1項に定める任務は、以下を対象とする規律に関わる。
 - a) 第三部・第四章・第二節に定める旅行サービス、
 - b) 第三部・第一章に定める消費者と締結された契約における濫用条項、

- c) 第四部・第三章・第一節に定める消費用動産の販売における保証,
- d) 第三部・第三章・第二節に定める消費信用,
- e) 第三部・第三章・第二節に定める電子商取引。

3. 経済発展省は、国内での消費者の集团的利益を侵害する法律違反に関しても、1項に定める事項において、前述2004年規則2006号に定める機能を実行する。

4. 1項に定める機能を展開するために、経済発展省は、商工職農会議所を活用することができ、かつ、その他の公的行政機関との常時の協同体制を定めることができる。139条に定める権限に限り、137条に定める消費者及び利用者団体を活用することができる。

5. 本条により予定される事実審手続きは、1988年8月23日法律400号17条3項の意味で採択される経済発展省令でもって規律される。これを欠くときは、手続きは1990年8月7日法律241号及びその後の改正によって規制される。

6. 経済発展省は、前述2004年規則2006号の適用につき責任をもつ単一の連絡部局を定める。

2. 変更された18条ないし27条の4について

改正により消費法典第二部は「教育、情報提供、商行動及び広告」とタイトルが変わり（改正前は商行動はなし）、その第三章は「商行動、広告及びその他の商業的コミュニケーション」とタイトルが変わり（改正前は商行動はなし）、その第二節は「不公正な商行動」（改正前は「広告の性格」）と変わった。

(1) 概念定義

まず第一節「総則」では、新18条で「消費者」及び「職業人」をはじめ重要概念を定義する。既に述べたようにこれら定義は、2005不公正商行動指令中の定義をそのままイタリア法に導入したものである（II 2(1)）。イタリア消費法典全体との関連で見ると、多くの点で変更が加えられている。

① 消費者

まず「消費者」概念については、新18条1項a)に定める「消費者」定

義は、旧18条2項における「消費者」定義とは全く異なる内容となっている²⁶⁾。

つまり、I 2(2)で前述したように、1984年広告指令を国内法化した旧18条以下は、名宛人として形式的には「消費者」という言葉を用いているが、実質的には1984年広告指令と同じく「消費者」に限定せず、「販売通信が向けられている又はその結果を受ける自然人及び法人」全てを適用対象としていた。しかし、2005年不公正商行動指令の国内法化のために、名宛人として実質的にも「消費者」に限定する必要が生じた。そのため、新18条1項a)において、2005年指令2条dと同じ定義「……自己の商業活動、生産活動、職人活動又は職業活動の範囲に入らない目的のために行為する自然人」と定めたのである。

また、この概念は同法典中に定義される他の「消費者」概念（3条及び5条）と並存することとなる。もっとも、順序としては逆であるが、その後の2007年10月23日立法命令221号3条により消費法典3条における一般的「消費者」定義²⁷⁾が「……場合によっては展開される商業活動、生産活動、職人活動又は職業活動とは異なる目的のために行為する自然人」として改正され、新18条における「消費者」定義に合わせたことは既に述べたとおりである（II 3 参照）。ただ、3条の定義と18条の定義は文言上は完全には同じではなく、不可解な点は残る²⁸⁾。他方、5条における消費者定義²⁹⁾はなお非常に広い範囲を含む。以上のように、消費法典成立時

26) 旧第18条 [適用範囲]

2. 第3条第1項a)における定めは除き、本章の目的においては、消費者又は利用者とは、販売通信が向けられる又はその結果を受ける自然人及び法人も意味する。

27) 旧第3条 [定義]

1. 異なる定めがない限り、本法典の目的において意味するのは、

a) 消費者又は利用者とは、場合によっては展開される企業活動又は職業活動とは異なる目的のために行為する自然人である。

28) a cura di VINCENZO CUFFARO, *Codice del Consumo*, Milano, 2008, p.87 では双方の定義の違いについて何ら言及されておらず、新18条は3条の定義を模倣したとされる。

29) 第5条 [一般的債務]



から、中心的な概念である「消費者」概念について同法典中で多様に定義される状況が存在していたが³⁰⁾、法改正後もそのような状況はなお続いているといえよう。

なお、3条及び18条が定める消費者概念において言及される「目的」については、支配説によれば客観的意味において理解されるべきであり、主体の内心の動機は考慮されないとされる³¹⁾。

② 職業人

つぎに「職業人」概念については、旧18条以下の広告に関する規定においては定義されていなかったが、新18条1項b)においては「本章の対象たる商行動において、自己の商業活動、生産活動、職人活動又は職業活動の範囲内で行為する自然人又は法人、及び、職業人の名において又はその計算において行為する者」と定義されている。

つまり、I 2(2)で前述したように、1984年広告指令を国内法化した旧18条以下は、「広告及びその他の商業的コミュニケーション」そのものに主として着目し、これを実施する「主体」には副次的に着目するにすぎなかった。そのため、旧18条1項では「本章の規定は、どのような仕方であれ実施されている全形式の商業的コミュニケーションに適用する」と、また、旧20条1項a)では「広告とは、……という目的での、商業活動、生産活動、職人活動、又は職業活動の実施において、どのような仕方であれ伝播される全形式のメッセージである」と、また同d)では「宣伝実施者」について「広告メッセージの注文主及びその制作者、さらにはそれらを特定できない場合には、広告メッセージの伝播手段の所有者又はラジオ・テレビ制作の責任者である」と定められていたにすぎない。しかし、

↘ 1. 第3条第1項a)における定めは除き、本章の目的においては、消費者又は利用者とは、商業上の情報が向けられる自然人も意味する。

30) 詳細については、谷本・前掲注1) 立命館法学327号・328号502頁以下参照。

31) EZIO GUERINONI, *La direttiva sulle pratiche commerciali sleali. Prime note, Conte, 2*, 2007, p.174 は、これを根拠として、自己の平常の活動範囲の外で行動する職業人も、消費者として等しく扱われる可能性があるとする。

2005年不公正商行動指令の国内法化のために、名宛人として消費者の相手方としての「職業人」に限定する必要が生じた。そのため、新18条1項b)において、2005年指令2条b)と同じ定義を定めたのである。

また、この概念は同法典中に定義される他の「職業人」概念(3条1項c))と並存することとなる。もっとも、順序としては逆であるが、その後の2007年10月23日立法命令221号3条により消費法典3条における一般的「職業人」定義³²⁾が「……自己の商業活動、生産活動、職人活動又は職業活動の実施において行為する自然人又は法人、若しくはその仲介者である」として改正され、新18条における「職業人」定義に合わせている。この点については「消費者」定義と同様である。また、3条の定義と18条の定義は文言上は完全には同じではない。特に、3条1項c)は「職業人の仲介者」を職業人に含めるのに対して、18条1項b)は商行動において「職業人の名において又はその計算において行為する者」を職業人に含めている。前者は、「三部消費関係」中の33条以下の諸規定が定める情報提供義務及び行為義務が仲介者にも及ぶことを、結果として義務不遵守の場合の行政罰が仲介者にも科されることを意味する³³⁾。後者は、職業人を代理して行動する者も、自己の利益において多様な名称で行動する者も含めることを意味しているとされる³⁴⁾が、前者よりも、適用対象としては狭いものとなろう。なぜなら、広範な「商行動」(後述③参照)について責任を負担させるべき対象は、限定的とならざるを得ないからである。

32) 旧第3条 [定義]

1. 異なる定めがない限り、本法典の目的において意味するのは、

a) ……

b) ……

c) 職業人とは、自己の企業活動又は職業活動の実施において行為する自然人又は法人、若しくはその仲介者である。

33) その詳細については、谷本・前掲注1) 立命館法学327号・328号510頁参照。

34) LUCA DI NELLA, *Prime considerazioni sulla disciplina delle pratiche commerciali aggressive*, *Contratto e Impresa/Europa*, n.1, 2007, p.46.

③ 商 行 動

18条1項(d)は新たな概念である「職業人と消費者との間での商行動」について、「消費者への製品の販売促進活動，販売又は提供に関して職業人により行われる，作為，不作為，行動又は表明，製品の広告と販売を含む商業的コミュニケーション」と定義している。この定義における「……に関して (in relazione alla)」という表現は，指令2条dにおける「……に直接結びつく (direttamente connessa alla)」という表現の代わりに挿入されたものである³⁵⁾。この「関連」要件によれば，職業人による行動が，消費者への製品販売の促進を「目的としている」場合には，「関連」が存在することとなり，これに対して，職業人間での行動や職業人に向けられた行動は除外される³⁶⁾。

また19条1項は適用範囲を定め，「ある製品に関する商行為の前に，その間に，又はその後に行われた職業人と消費者との間での不公正な商行動」に適用するとする。すなわち，時間的に広い適用範囲を定めており，広告による単なる「社会的接触」から契約前の局面まで，契約締結まで，そして契約後又は契約実行までの行動を適用対象とするものである³⁷⁾。

(2) 不公正商行動

第二節「不公正な商行動」では，20条でその禁止を定め，かつ，商行動が不公正と評価される一般的基準を定める。それによれば，「職業上の注意に反する」ことが前提となり，「虚偽である」か，又はその名宛人グループにおける「平均的メンバーの経済態度を相当程度に誤らせるのに適する」かどうかが基準となる。ただ，「傷つきやすい消費者グループ」につ

35) a cura di VINCENZO CUFFARO, *op. cit.*, p.88 は，イタリア立法者の懈怠の結果だと評している。

36) ELENA BARGELLI, *L'ambito di applicazione della direttiva 2005/29/CE: La nozione di 'pratica commerciale'*, in a cura di GIOVANNI DE CRISTOFARO, *Le 'pratiche commerciali sleali' tra imprese e consumatori*, Torino, 2007, p.76.

37) DI NELLA, *op. cit.*, p.49. 指令考慮理由(13)も参照。

いては「職業人の合理的予見性」も必要とされる。また、「不公正な商行動」として、第一款「欺罔的商行動」と第二款「攻撃的商行動」という2つの類型を定め、前者については「作為」と「不作為」それぞれについて「欺罔的」と評価される一般的基準を定め(21条・22条)、後者についても「攻撃的」と評価される一般的基準を定める(24条・25条)。加えて、これら2類型についてそれぞれ、常に「欺罔的」と見なされる商行動を計22列挙し(23条)、常に「攻撃的」と見なされる商行動を計8列挙する(26条)。

(3) 保護・制裁・自主規制

第三節「適用」では、まず27条で「行政及び司法による保護」につき改正前(旧26条)よりも拡大して、多様な保護や制裁の方法を定める。すなわち、「競争・市場保証機構(Autorità garante della concorrenza e del mercato)」による不公正商行動の差止め(2項)、効果排除(2項)、仮差止めの措置(3項)、報告徴収命令(3項)、是正に向けた約束の公表命令等(7項・8項)が定められる。また、差止措置と共に、報告徴収命令に従わない等の場合(4項)、差止措置等に従わない等の場合(12項)、行政罰金の適用が定められている。加えて、差止措置等に繰り返し従わない場合につき、業務停止命令も予定されている(12項)。

さらに27条の2では、職業人等の団体が、特定の事業分野に関して「行動規範(Codici di condotta)」を採用する可能性や、27条の3では、27条による手続きを始める前に、協議による紛争解決を消費者等と職業人との間で合意する可能性「自主規制(Autodisciplina)」についても、定める。不公正商行動の禁止又は中止に向けた多様な方法が、国家権力に基づくものを超えて、予定されているといえよう。

〈条文訳〉

第二部 教育、情報提供、商行動及び広告

第三章 商行動、広告及びその他の商業的コミュニケーション

第一節 総則

18条 [定義]

1. 本章の目的において意味するのは、
 - a) 「消費者」とは、本章の対象たる商行動において、自己の商業活動、生産活動、職人活動又は職業活動の範囲に入らない目的のために行為する自然人であり、
 - b) 「職業人」とは、本章の対象たる商行動において、自己の商業活動、生産活動、職人活動又は職業活動の範囲内で行為する自然人又は法人、及び、職業人の名において又はその計算において行為する者であり、
 - c) 「製品」とは、物品又はサービスであり、動産、権利又は債務を含む、
 - d) 「職業人と消費者との間での商行動」（以下では「商行動」と称する）とは、消費者への製品の販売促進活動、販売又は提供に関して職業人により行われる、作為、不作為、行動又は表明、製品の広告と販売を含む商業的コミュニケーションであり、
 - e) 「消費者の経済行動を相当程度に誤らせる」とは、意識的な決定をなす消費者の能力を明白に低下させるのに適する商行動の利用であり、それにより消費者をそれがなければなかった取引の性質をもつ決定をするよう導くものである、
 - f) 「行動規範」とは、加盟国の法規定、規則又は行政規定により命じられておらず、かつ、一つ若しくは複数の商行動又は一つ若しくは複数の特別の事業分野に関してその遵守を義務づけられる職業人の行動を定める合意又は規範であり、
 - g) 「規範の責任者」とは、職業人又は職業人のグループを含めて、その遵守を義務づけられる者の側での、行動規範の形成及び改訂又は規範に照らしたコントロールの責任者であり、
 - h) 「職業上の注意」とは、職業人の活動領域における正確さ及び信義についての職業人の一般原則に照らして、消費者が職業人に合理的に期待するところの通常程度の特許能力及び注意であり、
 - i) 「購入への誘引」とは、商業的コミュニケーションのために用いられる手段に照らして適切な方式で製品の特質及び価格を示しながらする商業的コミュニケーションであって、その結果として消費者に購入の実行を可能とする商業的コミュニケーションであり、
 - l) 「不当な条件設定」とは、消費者の自覚的な決定をなす能力を著しく制限する仕方、圧力をかけるために消費者に対して力をもつ地位を濫用することであり、物理的力に頼ったり、又はそのようなことについて脅しをかけたりしなくともよい、
 - m) 「取引的性質をもつ決定」とは、製品を購入するかどうか、どのような仕方

及びどのような条件でそれをするか、完済するか一部支払うか、製品を手元に置くか転売するか、又は製品に関して契約上の権利を行使するのかどうかに関して消費者によりなされた決定であり、かつ、消費者にある行為を行わせる、又はそれを行うのをやめさせる可能性のあるものである、

- n) 「規制された職業」とは、直接又は間接に、法規定、規則若しくは行政規定に基づいて特定の職業上の資格の所持に服する、職業活動又はその総体、それへのアクセス及びその実行又は運用方法の一つである。

19条 [適用範囲]

1. 本章は、ある製品に関する商行為の前に、その間に、又はその後に行われた職業人と消費者との間での不公正な商行動に適用される。

2. 本章は、以下を妨げるものではない。すなわち、

- a) 契約に関する法規定、特に契約の成立、有効性又は効力についての法規範の適用、
- b) 製品の安全と安心に関する共同体又は国内の法規定の適用、
- c) 裁判管轄を決定する法規定の適用、
- d) 設立若しくは認可制度に関する法規定の適用若しくは職業上の正確さの高度な水準を保障するために、規制された職業を規律する倫理規範又はその他の特別規定。

3. 対立する場合には、不公正な商行動の特別な局面を規律するところの指令又はその他の共同体規定及びそれを受容した関連する国内規定に含まれる諸規定が、本章の諸規定に優先し、かつ、その特別な局面について適用される。

4. 本章は、貴金属製品の権限に関連する証明及び表示については適用されない。

第二節 不公正な商行動

20条 [不公正な商行動の禁止]

1. 不公正な商行動は禁止する。

2. 商行動は、それが職業上の注意に反し、かつ、虚偽であるとき、又はその商行動が届く、若しくは向けられる平均的な消費者若しくはその商行動が特定の消費者グループに向けられている場合にはそのグループの平均的なメンバーの製品に関する経済態度を相当程度に誤らせるのに適するときは、不公正である。

3. 消費者よりも広いグループに届くとしても、職業人が合理的に予見することができた仕方では、その精神的若しくは肉体的ひ弱さ、その年齢又は純真さという原因

に關係して慣習や製品に特に傷つきやすい消費者のグループのみについてその經濟行動を相当程度に誤らせるのに適している商行動は、そのグループが明白に割り出し可能なときは、そのグループの平均的メンバーの視点において評価される。ただし、大げさな表現や字句通りに受け取られることを予定していない表現からなる日常的で正当な広告慣習は、別とする。

4. 特に、以下の商行動は不公正である。すなわち、

- a) 21条、22条及び23条に定める欺罔的な商行動、又は、
- b) 24条、25条及び26条に定める攻撃的な商行動。

5. 23条及び26条は、常に不公正と見なされる、欺罔的な商行動及び攻撃的な商行動のリストをあげるものである。

第一款 欺罔的な商行動

21条 [欺罔的な作為]

1. 真実に一致しない情報を含む商行動、又は、たとえ正確な事実についてのものであっても、何らかの仕方、その全体的な外見においても以下の要素のうち一つ又は複数のものに関して平均的消費者を過ちに導くか若しくは過ちに導くのに適し、かつ、そうでなければしなかった取引的性質をもつ決定をするよう平均的消費者を常に導く若しくは過ちに導くのに適した商行動は、欺罔的とみなす。要素とは、

- a) 製品の存在又は性質、
- b) 製品の主要な特質、すなわち、その利用可能性、利点、リスク、実行、構成、付属品、消費者への販売後のサービス及びクレーム処理、製造や給付の方法と日時、引渡し、目的との適合性、用途、量、明細、原産地若しくは販売地、その利用により期待可能な結果、又は、その製品について行われる試験及びコントロールの結果と基本的特徴、
- c) 職業人の任務の範囲、商行動の動機、及び販売過程の性質、職業人の直接又は間接の資金面での援助や賛同に關係する何らかの表示やシンボル、
- d) 価格、それを算定する方法又は価格に関する特別優遇の存在、
- e) 保存、交換、取替え又は修理の必要性、
- f) 職業人又はその代理人の性質、名称及び権利、例えば、その身元、財産、能力、地位、証明、加盟又は關係及び産業、商業、知的財産の権利又は報酬及び褒賞、
- g) 消費者の権利、これには本法典130条の意味での取替え又は償還を求める権利

を含む、

2. さらに、具体的な事実において、当該事例の全ての特質及び状況を考慮した上で、そうでなければしなかった取引的性質をもつ決定をするよう平均的消費者を導く又は導くのに適した商行動は、欺罔的とみなす。すなわち、

a) 製品、商標、社会的呼称やその他の競争相手と区別されるマークの混同を引き起こす製品の販売促進活動、そこには不正な比較広告も含む、

b) 職業人が遵守を誓った行動規範中に含まれる誓約の職業人の側での不遵守、ただし、確実かつ検証可能な誓約であり、かつ、職業人が商行動においてその規範に拘束される旨を明示している場合に限る。

3. 消費者の健康及び安全を危険にさらしやすい製品に関わって、消費者の慎重さと用心についての通常の方針を怠らせる仕方、製品についての情報を提供しない商行動は、欺罔的とみなす。

4. さらに、間接的にであっても、子供や青年に達しやすいために彼らの安全を脅かす可能性のある商行動は、欺罔的とみなす。

22条 [欺罔的な不作為]

1. 具体的な事実において、利用されるコミュニケーション手段の制限に加えて、当該事例の全ての特質及び状況を考慮した上で、平均的消費者が取引的性質をもつ自覚的な決定をなすためにその状況において必要とする重要情報を提供せず、かつ、そのために、そうでなければしなかった取引的性質をもつ決定をするよう平均的消費者を導く又は導くのに適した商行動は、欺罔的とみなす。

2. さらに、職業人が、1項に定める重要情報を隠し、若しくは同項に定める局面を考慮して、曖昧な、理解不能な、多義的な、若しくは時機を逸した仕方、提示する場合、又は、これらの情報が状況からまだ明らかとなっていないときに、商行動の取引的意図を表示しない場合は、ある商行動は欺罔的な不作為とみなす。そのことが、そうでなければしなかった取引的性質をもつ決定をするよう平均的消費者を導く又は導くのに適している場合も同様とする。

3. 商行動のために利用されるコミュニケーション手段が、情報の不提供があったのかを決定するに際して空間又は時間的条件に制約を課す場合には、この制約及び別的手段でもって消費者への情報提供を可能とするために職業人が採った措置を考慮する。

4. 購入への誘いにおいては、以下の情報が状況からまだ明らかとなっていないとき、1項の意味において重要とみなす。すなわち、

- a) コミュニケーション手段及び製品自体にふさわしい限りでの、製品の主要な特質、
 - b) 職業人の住所地及び社会的呼称のような身元、及び、この情報が従たるものである場合には、彼がその計算で行為する職業人の住所地及び身元、
 - c) 税金を含む価格又はその価格を前もって合理的に算定することが製品の性質上不可能である場合には、価格の計算の方式、及び、場合によっては、発送・引渡し・郵便にかかる付随的な費用全て又はその費用を前もって合理的に算定することが不可能である場合には、その費用を消費者が負担する可能性があることの表示、
 - d) 支払い、引渡し、実行及びクレーム処理の方式、ただし、それらが職務上の注意から課される義務に一致しない場合に限る、
 - e) 製品若しくは商行為についての契約を取消す、又は解消する権利の存在、ただし、製品若しくは商行為がそのような権利をもたらず場合に限る、
5. 製品の広告又は販売促進を含めた商業的コミュニケーションに関係ある情報提供義務であって、共同体法により規定されるものは、1項の意味において重要とみなす。

23条 [常に欺罔的と見なされる商行動]

1. 以下の商行動は、常に欺罔的とみなす。すなわち、
- a) 行動規範への署名者であるとの職業人の側からの真実に対応していない断定、
 - b) 必要な権限を得ることなく、信頼の印、品質の印又は同等の印を提示すること、
 - c) 真実に反して、行動規範が公的機関又はその他の機関の認可を得ているとの断言、
 - d) 真実に反して、その商行動若しくはその製品が公的機関若しくは私的機関により権限を得た、承認された、若しくは認可された職業人である、又は権限取得、承認、若しくは認可の条件が遵守されたとの断言、
 - e) 製品、製品についてなされた広告の存在及び申し出価格との関係で合理的な期間内に、かつ、合理的な品質で、当該製品又は同等の製品を当該価格で提供したり別の職業人により提供させることができないと職業人が考えるにあたりもち得る合理的な理由の存在を示すことなく、特定価格での製品購入を勧めること、
 - f) 特定価格で製品購入を勧め、かつ、続いて、
 - 1) 広告している品物を見せることを拒絶すること、又は、

- 2) 合理的期間内での品物についての受注やその引渡しを拒絶すること、又は、
- 3) 他の製品の販売促進を意図して、欠陥ある見本でその品物を見せること。
- g) 即時の決定を得るため、かつ、情報を得た上での決定をするのに十分な可能性や時間を消費者から奪うために、真実に反して、その製品が非常に限定された期間内でのみ提供可能である、又は非常に限定された期間内で特別条件でのみ提供可能であると述べること、
- h) 職業人が設立されている加盟国の公用語とは異なる言語で商行為前に交渉した消費者に販売後のアフターサービスの提供を約束するが、商行為の締結を消費者が約束する前に消費者に明確にそのことを伝達することなく、後に具体的にはそのサービスを別の言語で提供すること、
- i) その製品の販売が合法であると、真実に反して断言すること、又はその印象を引き起こすこと、
- l) 法律により消費者に認められる諸権利を、職業人がなした申し出の特徴のように見せること、
- m) 2005年7月31日立法命令177号及びその後の改正における定めは別として、記事による販売促進の費用が職業人により支えられている場合において、そのことが内容、イメージ又はその明確な個性から消費者には分からないとき、製品の販売促進のためのコミュニケーションの最中に記事の内容を使うこと、
- n) 消費者がその製品を購入しない場合に消費者やその家族の身体的安全に危険が生じることやその範囲に関して不正確な事実上の断定を述べること、
- o) 別の製造者により作られた製品に似た製品を、消費者が真実に反して当該事業者により作られたとみなすように故意に仕向けることにより消費者の判断を誤らせて、勧めること、
- p) 消費者が、製品の販売や消費によるよりもむしろ別の消費者の入会により主に生じる対価を受け取る可能性と引き換えに、拠出金を提供するというピラミッド型の特質をもつ販売促進システムを、開始し、運営し、又は勧めること、
- q) 真実に反して、職業人がまさに活動中止や移転をしようとしていると断定すること、
- r) いくつかの製品が古いに基づくゲームに勝つことを容易にしようと断定すること、
- s) 真実に反して、製品が病氣、機能障害又は不格好さを治す能力があると断定すること、
- t) 市場の通常条件より不利な条件で消費者に購入させる目的で、市場条件又は製

- 品の獲得可能性について不正確な情報を伝えること、
- u) 賞品や合理的に等しいものを提供することはないにもかかわらず、商行動において賞品付きでの選考や販売促進を企画していると断定すること、
 - v) 商行動に対応したり製品を返品又は発送するために必要な通常の費用と比べて付加的価格を支払う義務を消費者は負うにもかかわらず製品を無償又は対価不要と述べること、
 - z) 真実に反して、消費者に既にその製品を注文したと思わせる請求書や類似の支払い請求を販売促進のための物体の中を含めること、
 - aa) 真実に反して、職業人は自己の商業活動、生産活動、職人活動又は職業活動の範囲内で行為していないと示す若しくは思わせる、又は、真実に反して、消費者と見せること、
 - bb) 真実に反して、製品に関する販売後のアフターサービスがその製品が販売されている加盟国とは異なる加盟国で提供可能だと思わせること。

第二款 攻撃的な商行動

24条 [攻撃的な商行動]

1. 具体的な事実において、事案の全特徴と全状況を考慮して、物理的力の利用も含めた迷惑、強要又は不当な条件付けを通じて、製品に関する平均的な消費者の選択や行為の自由を制限し、又は相当に制限するのに適し、かつ、その結果、そうでなければとらなかった取引的決定をするよう消費者を導く又は導くのに適した商行動は、攻撃的とみなす。

25条 [迷惑、強要又は不当な条件設定への訴え]

1. ある商行動が、本章の目的において、物理的力の利用も含めた迷惑、強要又は不当な条件付けをもたらすかどうかを判断する際には、以下の諸要素が考慮される。すなわち、
- a) 時、場所、性質又は持続、
 - b) 物理的又は口での脅しの利用、
 - c) 製品に関わる決定に影響を及ぼす目的で、消費者の判断能力を損なう程の悲惨な出来事又は特別な状況を職業人側で利用すること、
 - d) 消費者が契約解除権又は製品の交換権又は別の職業人に問い合わせる権利を含む契約上の権利を行使しようとするとき、職業人により課される、過酷又は過度の契約上のものではない障害、
 - e) 法的訴えが明白に無謀又は理由がないときに、法的訴えを提起すると脅すこ

と。

26条 [常に攻撃的と見なされる商行動]

1. 以下の商行動は、常に攻撃的とみなす。すなわち、
 - a) 消費者が契約締結まではその営業所から退去することができないとの気持ちをつくり出すこと、
 - b) 消費者の住居から退去するよう、又は再訪しないようにとの消費者の要請を無視して、消費者の住居への訪問を行うこと。ただし、契約債務の履行のために国内法により正当化される状況と限度におけるものは除く。
 - c) 電話、ファクス、電子メール、又はその他の遠隔コミュニケーション手段によって、繰り返しかつ要求されていない取引勧誘を行うこと。ただし、契約債務の履行のために国内法により正当化される状況と限度におけるものは除く。2003年6月30日立法命令196号58条及び130条は別とする。
 - d) 保険証書にもとづき損害賠償の請求をしようとする消費者に、その請求の正当性を決定するために関係あるとは合理的には思われ得ない証明書提示を課すこと、又は、消費者が自らの諸権利を行使するのを阻止する目的で、関係する通信への返信を常に怠ること、
 - e) 2005年7月31日立法命令177号及びその後の改正による定めは別として、広告メッセージの中に、宣伝製品を購入するように、又は両親や他の大人を説得するようにとの子供への直接的な勧誘を含むこと、
 - f) 職業人が提供したが消費者は要求していない製品について、即時若しくは後の支払い、返還又は保管を要求すること。ただし、54条2項2文による定めは別とする。
 - g) 製品やサービスを手に入れないと仕事や職業の存続が危うくなると消費者に明瞭に伝えること、
 - h) 実際には賞品やそれと同等の景品など存在していないのに、真実に反して、特定の行為をすることによりそれを消費者が勝ち取った、勝ち取るであろう、若しくは勝ち取る可能性があると思込ませること、又は、賞品や他の同等景品への要求に向けた行為は全て金銭の払い込み若しくは消費者側での諸費用の負担にかかっていると思込ませること。

第三節 適用

27条 [行政及び司法による保護]

1. 競争・市場保証機構は、以下では機構と呼ぶが、本条により規律される権限を

行使する。法律規定の限度において、消費者保護のための法の実施に責任をもつ国家機関の間での協同に関する2004年9月27日ヨーロッパ議会及び理事会規則2006/2004/CEの適用につき管轄する機関もまた同じ。[後段新設]

2. 機構は、職権により又はそれに利害を有する主体又は組織の要求に基づき、不公正商行動の継続を禁止し、かつ、その効果を排除することができる。これを目的として、機構は、国境を越えない違反に関しても、前述規則2006/2004/CEに定める調査権限及び執行権限を活用するものとする。1項に定める任務を展開するため、機構は、付加価値税及び所得税の評価のための権限で行為する金融警察官を利用することができる。機構の介入は、利害ある消費者が職業人が設立された加盟国内又は他の加盟国内にいるという状況とは、無関係である。[新設]

3. 機構は、特に緊急の場合には、不公正商行動の仮差止めを理由を付した措置をもって命じることができる。機構は職業人へ審問開廷を知らせ、かつ、注文主が知られていないときは、これを特定するために役立つ情報提供を、商行動を伝播した媒体の所有者に要求することができる。さらに、機構は、違反の評価のために関係する情報及び証書を所有している企業、法人又は個人に、それらを要求することができる。1990年10月10日法律287号14条2項、3項及び4項に定める諸規定を適用する。

4. 1990年10月10日法律287号14条2項の意味において機構により命じられたことに正当な理由なく従わないときは、機構は、200万ユーロないし2000万ユーロの行政罰金を適用する。提供された情報又は証書が真実でないときは、機構は、40万ユーロないし400万ユーロの行政罰金を適用する。[新設]

5. 機構は、職業人及び手続上の相手方すべての権利又は正当な利益を考慮して、個別事例の事情にもとづきその必要性が正当とされる場合は、商行動に含まれる事実の諸資料の正確さについて職業人が証明するよう命じることができる。そのような証明がなされない又は不十分とみなされるときは、その事実の諸資料は不正確とみなす。20条3項の意味において、消費者への商行動の衝撃を合理的に予見することができなかつたことを、事実の提出でもって立証する責任は職業人が負う。

6. 商行動が定期刊行物又は日刊紙を通じて、若しくはラジオ、テレビ又はその他の電気コミュニケーションによって伝播されるとき、又は伝播される可能性が高いときは、機構は、措置の前に、通信保証機構の所見を求めるものとする。

7. 商行動が明らかに不公正かつ重大である場合は除いて、機構は、違法な側面を排除するため、商行動の伝播の中止又は商行動の修正により違反を終結させるとの約束を、責任ある職業人から得ることができる。機構は、職業人の編集及び費用で

もって当該約束をしたことを公表するよう命じることができる。その場合において、機構は、その約束が適切であるかを判断して、その約束を職業人に義務づけ、かつ、違反の立証に着手せずに手続きを確定することができる。[新設]

8. 機構は、商行動を不公正と見なす場合において、それがまだ公に知られていないときはその伝播を禁止し、又は、その行動が既に始まっていたときはその継続を禁止する。当該措置と共に、職業人の編集及び費用でもって、不公正商行動が効果を生み続けるのを阻止するために、要約でもよいが決定又は改められた適切な表明を公表するよう命じることができる。[改正]

9. 不公正商行動を禁止する措置と共に、機構は、違反の重大性及び継続期間を考慮して50万ユーロないし5000万ユーロの行政罰金の適用を命じるものとする。21条3項及び4項の意味での不公正商行動の場合は、制裁は50万ユーロを下回ることができない。

10. 製品の包装上に掲載された商業的コミュニケーションに関わる場合は、機構は、3項及び8項に示される措置を講ずるにあたり、適正化のために必要な技術的時間を考慮した期間を、当該措置実行のために定めるものとする。

11. 市場競争保証機構は、口頭弁論、書類の十分な審理及び調書作成を保証するために、適切な規則でもって、事実審手続きを規律する。[改正]

12. 緊急措置及び禁止措置に従わない場合、3項、8項及び10項の効力を除去する場合、並びに、7項の意味で引き受けられた約束を遵守しない場合は、機構は、1万ユーロないし15万ユーロの行政罰金を適用する。繰り返し従わない場合は、機構は、30日を超えない期間につき事業活動の停止を命じることができる。

13. 機構が採用した決定に対する訴えは、行政裁判官の排他的管轄に属する。本命令の違反に由来する行政罰金に対しては、1981年11月24日第689号法律の第一節、第一款、及び26条ないし29条に含まれる諸規定及び後の改正が適用される限りで、異議を申し立てることができる。本条に規定される行政罰金の支払いは、機構の措置の通知から30日以内に実行されねばならない。

14. 商行動が行政措置でもって承認された場合において、その行政措置が当該商行動の不公正でない性質を審査した上で準備されたとしても、利害関係者の保護は、前述の措置に対する行政裁判官への訴えでもって司法により実行可能である。

15. 民法2598条に基づく、及び、比較広告との関連での不正競争行為、1941年4月22日法律第633号及び後の改正により保護される著作権、2005年2月10日立法命令第30号及び後の改正に基づき保護される企業の商標権、さらに、イタリアで公認されかつ保護されている原産地呼称の権利、及び、競合している企業、物品及びサー

ビスのその他特有の印の権利についての規律に違反してなされた行為に関する通常裁判官の管轄権は別とする。

27条の2 [行動規範]

1. 事業者及び職業人の団体又は組織は、一つ若しくは複数の商行動又は一つ若しくは複数の特定の事業分野に関して、その適用を統制する責任主体又は組織を明示して、その規範の遵守を約束する職業人の行動を規定する行動規範を採用することができる。

2. 行動規範は、イタリア語及び英語で作成されるものとし、かつ、データ通信によっても責任主体又は組織から消費者までアクセス可能なものとする。

3. 行動規範の作成にあたっては、少なくとも未成年の保護が保障され、かつ、人権が侵害から保護されねばならない。

4. 1項に定める行動規範は、関係する加入のために、当該分野の行為者へ伝達され、かつ、規範の責任者の編集で会員を明示して保存され、かつ更新されるものとする。

5. 行動規範の存在、内容及び加入について、職業人は前もって消費者に情報提供しなければならない。

27条の3 [自主規制]

1. 消費者及び競争相手は、その団体又は組織を通じてでもよいが、27条に定める手続きを始める前に、特定の分野に係る行動規範を統制する責任主体又は組織に、不正商行動の続行の禁止又は中止に向けた協議による解決を前もって講じることを、職業人と合意することができる。

2. 本条の意味での訴えは、手続きの結果どのようなものであっても、27条の意味における機構又は管轄裁判官に訴える消費者の権利を害するものではない。

3. 自主規制組織の前での手続きが始まると、当事者は、確定的な決定までは機構への訴えを控えることを合意すること、又は、他の正当な主体によって機構の前での手続きが開始されていたときは、自主規制組織の決定を待ちながら、機構の前での手続きの停止を要求することができる。機構は、全ての状況を考慮して、30日を超えない期間につき手続きの停止を命じることができる。

27条の4 [情報提供の責任]

1. 競争・市場保証機構及び27条の2に定める事業者及び職業人の組織又は団体は、本節の意味で採られた決定を経済発展省に定期的に伝達するものとする。

2. 経済発展省は、以下に掲げる事項が自己のサイトで利用可能となるように対策するものとする。

- a) 争いに際して利用可能なクレーム及び訴えのしくみに関わる手続きについて、さらには、27条の2の意味で採用された行動規範についての一般的情報、
- b) 詳細な情報や援助を得ることが可能な機構、組織又は団体の基本事項、
- c) 裁判外紛争解決組織により採られる決定も含めて、争いに関して意味ある決定の基本事項及び概要。

第四章 広告コミュニケーションの個別方式

第一節 テレビ販売に関する消費者保護の補強

……

3. 新たに導入された67条の2ないし67条の22について

改正により、消費法典第三部「消費関係」・第三章「契約の方式」・第一節「契約締結の個別方式」・第四款「撤回権」の後に、新たに第四款の二「消費者への金融サービス遠隔取引」が付け加えられた。規定内容については、「遠隔契約 (contratto a distanza)」と同様に「遠隔コミュニケーション技術 (tecnica di comunicazione a distanza)」を用いる点で契約締結方式が類似するため、第二款「遠隔契約」に定める規定内容³⁸⁾と類似する点が多い。

(1) 適用範囲・概念定義

まず、67条の2は「適用対象」と「適用範囲」について定め、67条の3は「遠隔契約」、「金融サービス」、「提供者」、「消費者」、「遠隔コミュニケーション技術」等の重要概念について定義する。「遠隔契約」、「遠隔コミュニケーション技術」及び「消費者」の概念については、第二款「遠隔契約」に定める概念と同じ内容となっている(50条1項a)及びb)³⁹⁾、3

38) これについては、谷本・前掲注1) 立命館法学312号373頁以下に訳出した消費法典50条以下の規定を参照。

39) 第50条 [定義]

1. 本款の目的において意味するのは、



条1項a)⁴⁰⁾を引用)。

(2) 情報提供

また、情報提供については、契約締結前に詳細に、「提供者」がどのような者かに関わる情報、「金融サービス」がどのようなものかに関わる情報、「遠隔契約」に関わり撤回権等についての情報、「訴え」に関わる情報が消費者に提供されるべきことを定める（67条の4～67条の8）。電話による勧誘の場合については、特別の措置が予定される（67条の9）。

また、他法と適用範囲が重なる場合にはより厳格な規定が適用されることも定める（67条の10）。つまり、指令4条に定めるように、「共同体法の規定が事前の情報提供に関して要件を付加するときは、この要件が適用される」のであり、「さらなる調和の時までは、共同体法に一致する限りで、加盟国は、事前の情報提供に関する要件に関してより厳格な規定を維持又は導入することができる」からである。つまり、指令3条が定める事前の情報提供は最低基準にすぎないのである⁴¹⁾。

これらの情報提供及び全契約条件については契約による拘束前に、提供者が消費者に書面により又は他の類似方法により伝達する義務を負う（67条の11）。

ㄨ a) 遠隔契約とは、職業人により準備された遠隔での販売やサービス給付のシステム領域において職業人と消費者との間で締結された物品やサービスを目的とする契約である。そのシステムは、そのような契約について一つ又は複数の遠隔コミュニケーション技術を担当契約の締結を含めて契約締結まで専ら利用するものである。

b) 遠隔コミュニケーション技術とは、職業人及び消費者が物理的かつ同時に存在することなく、これら当事者間での契約締結のために利用することができる全ての方法をいう。

40) 注23)の条文訳参照。

41) MATTEO M. WINKLER, *La Commercializzazione a distanza di servizi finanziari ai consumatori: la direttiva n. 2002/65/CE*, in *Diritto del commercio internazionale*, 2003, p. 550.

(3) 撤回権

さらに、理由不要の違約金負担もない撤回権を14日間認める（67条の12・1項）。生命保険を目的とする遠隔契約並びに個人年金設計を目的とする行為については、30日間とより長期の期間につき認めている（67条の12・2項）。消費法典中に定められる撤回権は、他の契約方式においては、10労働日（dieci giorni lavorativi）と統一されていることと比べると⁴²⁾、異なる行使期間が定められたこととなる。形式的には、同じく14暦日（quattordici giorni di calendario）と規定する EC 指令 6 条⁴³⁾に従ったためである。より実質的には、金融サービスの場合、その契約内容の複雑さのために、消費者はその多くが提供される情報を十分に理解する能力をもたないことを考慮して、より長い期間が予定されているともいえる⁴⁴⁾。もっとも、金融サービスの中でも、提供者により価格がコントロール不能な金融市場の変動に左右されるサービスについては、撤回権を認めない（67条の12・5項）。契約の実行は消費者の要求後にのみ始めることができる。つまり、撤回前にサービスが既に提供されていた場合には、サービスの価格について支払義務を負う（67条の13・1項）が、撤回期間の満了前に消費者の要求なく提供した場合には、提供者は消費者に支払いを要求す

42) 「営業所以外で交渉された契約」及び「遠隔契約」については64条1項、「不動産分割使用権取得契約」については73条1項に規定されている。消費法典成立の際に、撤回期間については統一された。詳細については、谷本・前掲注1) 立命館法学327号・328号496頁以下参照。

43) EC/EU 消費者保護指令は、近年撤回権を認めるにあたり行使期間を特定時点から「14 暦日又は14日」認める傾向にある。2008年消費者信用指令14条 (Direttiva 2008/48/CE del Parlamento europeo e del Consiglio, del 23 aprile 2008, relativa ai contratti di credito ai consumatori e che abroga la direttiva 87/102/CEE, *G.U.C.E.*, L133 del 22/05/2008, p.66.), 消費者権利指令 9 条 (Direttiva 2011/83/EU del Parlamento europeo e del Consiglio, del 25. 10.2011, sui diritti del consumatori, recante modifica della direttiva 93/13/CEE del Consiglio e della direttiva 1999/44/CE del Parlamento europeo e del Consiglio e che abroga la direttiva 85/577/CEE del Consiglio e la direttiva 97/7/CE del Parlamento europeo e del Consiglio, *G.U.C.E.*, L304 del 22/11/2011, p.64) 参照。

44) a cura di CUFFARO, *op. cit.*, 2008, Art.67 *duodecies*, p.393.

ることはできない（3項）。

（4）提供者の責任

また、消費者の利益が侵害されるいくつかの場面について、消費者が不利益を被ることがないように、提供者側が負担すべき義務や責任についても定める。

まず、クレジットカードやデビットカードなどによる支払いについては特別に、無権限者に詐欺等により支払った場合にも、カード発行者はその負担を提供者に課すべきであり消費者に課さないことを定めている（67条の14）。遠隔契約についても類似の規定56条が置かれている。

また「要求されていないサービス」については、対価給付義務を負わず、返事をしないことは承諾とはならないこと、また21条ないし26条の意味での「不正商行動」でもあることを定める（67条の15）。本規定は、遠隔契約について定める57条と同じ規定内容となっている⁴⁵⁾。

さらに、遠隔コミュニケーション技術を用いること自体について、個人的コミュニケーションを可能にするときは消費者の承諾を必要とし、さらに、オペレーターを通さない自動装置による呼び出しやテレファクスといった消費者側の応答を必要としない技術を用いる場合には、事前の消費者の承諾を必要とすることを定める（67条の16）。遠隔契約についても58条で同様の規定が置かれている。

（5）制 裁

以上の規定に違反する場合には、行政罰金が科される。違反の評価と制裁を科す手続きについては、各管轄分野ごとに各機関が行うものとされる（67条の17・1項ないし3項）。さらに法規違反に対する効果として、提供者が、撤回権の行使を妨害したり、支払われた金銭を返還しなかったり、事前の情報提供義務に著しく違反するという場合には、契約が無効とされ

45) その規定経緯については、前述Ⅱ 2(1)参照。

る (4 項・5 項)。契約無効という効果については、遠隔契約又は営業所外で交渉された契約については予定されていない効果である (62条参照)。

(6) その他

なお、規定全般にわたり、保険契約については特別の規定が置かれている。

以上の法規により消費者がもつ諸権利については放棄不可能であり、これに反する合意は無効とされる (67条の18)。

137条に定める消費者団体は、関係諸機関による規定違反に関わる評価を求めてクレームを提起したり、140条の意味での規定違反について差止訴訟を提起することができる (67条の19・1 項及び 2 項)。また、関係諸機関は、違反行為の中止を提供者に命令したり、禁止するものとされる (3 項)。

また、経済金融相、経済発展省及び司法省は、監督諸機関の意見を聞いて、消費者のために裁判外手続きを創設するものとされる (67条の20)。

特定事項については提供者が立証責任を負うものとされ、これに反する条項は、33条 2 項 t) の意味で過酷と推定される (67条の21)。

〈条文訳〉

第四款の二 消費者への金融サービス遠隔取引

67条の2 [適用の対象と範囲]

1. 本款の諸規定は、消費者への金融サービス遠隔取引に適用される。取引の各局面の一つが提供者とは異なる主体の参加をもたらす場合にも、その法的性格とは関係なく適用される。

2. 金融サービスに関連する契約がサービスの最初の合意により成立したときは、その合意に連続する行為又は一定時間ごとの同一性質で区別される一連の行為が続く場合にも、本款の諸規定は最初の合意にのみ適用される。サービスの最初の合意がないが、連続する行為又は一定時間ごとの同一性質で区別される行為が同一契約当事者間で行われたときは、67条の4、67条の5、67条の6、67条の8、67条の9及び67条の10は、最初の行為が行われるときのみ適用される。ただし、同一性質の行為が一年以内に行われなるときは、後の行為は新たな一連の行為の最初のものと

見なされ、かつ、その結果として、67条の4、67条の5、67条の6、67条の8、67条の9及び67条の10の諸規定が適用される。

3. イタリアでの金融サービス取引のための権限付与の制度を定める諸規定は有効なままとして、明らかに抵触しない限り、銀行、金融、保険に関する規定、支払いシステム、私的社会保障及びその分野の独立した機関の権限は除く。

67条の3 [定義]

1. 本款の目的において意味するのは、

- a) 遠隔契約とは、50条1項a)の意味において提供者と消費者との間で締結される金融サービスを目的とする契約であり、
- b) 金融サービスとは、銀行及び信用貸しのサービス、支払いサービス、投資サービス、保険サービス又は私的社会保障サービスであり、
- c) 提供者とは、自然人又は公私の法人であり、自己の商業活動又は職業活動の範囲内にいる、遠隔契約を目的とする金融サービスの契約上の提供者であり、
- d) 消費者とは、本法典3条1項a)に定める主体であり、
- e) 遠隔コミュニケーション技術とは、本法典50条1項b)の意味において、当事者間で一つの金融サービスの遠隔での取引のために利用することができる手段であり、
- f) 耐久性あるデータ記録媒体とは、当該情報が向けられる目的に適切な期間内は、消費者への直接的個人的な情報提供を容易に再生可能な仕方では記憶させることを消費者に可能にする道具、及び、記憶された情報を変わずに再生させるのを認める道具であり、
- g) 遠隔コミュニケーション技術の操作者又は提供者とは、自然人又は公私の法人であり、その商業活動又は職業活動が一つ又は複数の遠隔コミュニケーション技術を提供者が利用できるようにすることである者であり、
- h) 消費者のクレームとは、提供者が消費者利益の保護に関する法規に違反した、又はそのおそれがあるとの有効な証拠により支えられた表明であり、
- i) 消費者の集団的利益とは、ある違反により損害を受けた、又はそのおそれがある一定数の消費者の利益である。

67条の4 [遠隔契約締結前の消費者への情報提供]

1. 交渉の段階で、かつ、遅くとも消費者が遠隔契約又は申込みにより拘束される前に、消費者には以下の事項に関する情報が提供されるものとする。すなわち、

- a) 提供者、

- b) 金融サービス,
- c) 遠隔契約,
- d) 訴え。

2. 1項に定める情報提供は、その販売目的があいまいさを許さない仕方では分かなければならず、用いられた遠隔コミュニケーション技術に適した手段により明白かつ理解可能な方法で提供されるものとする。その際には特に、契約前の段階での正確性及び信義誠実に基づく諸義務、及び、行為無能力者と未成年の保護を規律する諸原理を考慮するものとする。

3. 契約前の段階で消費者に知らせるべき契約債務に関わる諸情報は、利用されるコミュニケーション技術が電子的なものであっても、遠隔契約に適用される法律により課される契約債務に一致していなければならない。

4. 提供者がEUに属さない国に本拠をもつときは、3項に定める諸情報は、契約が締結されるときイタリア法により課される契約債務に一致していなければならない。

67条の5 [提供者に関する諸情報]

1. 提供者に関する諸情報は、以下に関わるものである。すなわち、
- a) 提供者の身元及びその主たる活動、提供者が設立されている地理的住所及び消費者と提供者との関係において重要なその他の地理的住所,
 - b) 以下のような代理人が存在するときは、イタリアで設立された提供者の代理人の身元及び消費者と代理人との関係において重要な地理的住所,
 - c) 消費者が提供者とは異なる職業人と取引関係をもつときは、その職業人の身元、消費者に対して行為するときの資格、及び消費者とその職業人との関係において重要な地理的住所,
 - d) 提供者が商業登記簿又は類似の公的登記簿に登録されているときは、提供者が登記されている登記簿及び登記番号又は登記簿でそれを確認するための同等の要素,
 - e) 提供者の活動が権限付与に依拠するときは、所管の監督官庁の基本事項。

67条の6 [金融サービスに関する諸情報]

1. 金融サービスに関する諸情報は、以下に関わるものである。すなわち、
- a) 金融サービスの主要な特徴の説明,
 - b) 消費者が提供者に金融サービスのために支払う義務を負う総額、これには関連する負担、手数料及び費用全て並びに提供者を通じて支払われる税全てが含まれ

る。正確な総額を記載することが不可能なときは、総額を検証することを消費者に可能にする総額計算の基礎、

- c) 該当するときは、金融サービスがその特定の特徴及び実行される行為に由来する特別な危険を含む手段又はその価格が提供者が影響を及ぼすことがない金融市場の変動に左右される手段と関係していること、及び、過去に得た結果は将来の結果に関して参考となる要素とならないことを示す通知、
- d) 提供者を通じて支払われない、又は提供者により請求されないその他の税及び費用があるときは、その記載、
- e) 提供された情報が有効である期間の制限、
- f) 支払方法及び実行方法、さらには遠隔契約の範囲で実現されるべき支払行為の安全のための条件の基本的特徴、
- g) 遠隔コミュニケーション技術の利用に関わり消費者に特別費用が付加されるべきときは、この特別費用、
- h) 他の金融サービスとの接続又は結合の存在の記載、及び、その組み合わせから総合的效果が生じるときは、その説明、

67条の7 [遠隔契約に関する諸情報]

1. 遠隔契約に関する諸情報は、以下に関わるものである。すなわち、
 - a) 67条の12に一致して撤回権が存在すること又はそれを欠くこと、及び、撤回権が存在するときは、その期間と行使方法、これには、67条の13・1項の意味において消費者が支払義務を負う可能性がある総額に関わる情報及び撤回権の不行使から生じる結果に関わる情報が含まれる、
 - b) 金融サービスが常時又は定期的に給付されるときは、遠隔契約の最短期間、
 - c) 遠隔契約の条件によれば、契約を満期前又は一方的に終了させる当事者の権利があるときは、それに関する情報、これには、そのときのために契約により設定された違約金がある場合には、違約金が含まれる、
 - d) 特に受領通知付き書留郵便を含む方法及び撤回が送達されるべき住所を含めて、撤回権行使のための実用的な説明書き、
 - e) 遠隔契約の締結前に消費者との関係を始めるために提供者が基づくべき法律はどの加盟国のものか、
 - f) 遠隔契約に適用される法律及び管轄裁判所に関する契約条項、
 - g) 契約条件及び本条に定める前提情報が伝達される一つ又は複数の言語、さらには、提供者が消費者の同意を得て遠隔契約の期間中に伝達のために利用する一つ

又は複数の言語,

67条の8 [訴えに関する諸情報]

1. 訴えに関する諸情報は、以下に関わるものである。すなわち、
 - a) 遠隔契約の当事者である消費者にとりアクセス可能な、クレーム若しくは訴えの裁判外手続きが存在すること、又はそれを欠くこと、及び、そのような手続きが存在するときは、消費者にその利用を可能にする方法、
 - b) 保証基金又はその他補償制度が存在すること。

67条の9 [電話を通じたコミュニケーション]

1. 電話を通じたコミュニケーションの場合において、
 - a) 提供者の身元及び提供者により着手された呼び出しが販売目的であることは、消費者との会話の最初にあいまいさを許さない仕方でも明示されるものとする。
 - b) 消費者による事前の同意があれば、提供されねばならないのは以下の諸情報のみである。すなわち、
 - 1) 消費者と接触している人の身元及びその人の提供者との関係、
 - 2) 金融サービスの主要な特徴の説明、
 - 3) 消費者が提供者に金融サービスのために支払う義務を負う総額、これには関連する負担、手数料及び費用全て並びに提供者を通じて支払われる税全てが含まれる。正確な総額を記載することが不可能なときは、総額を検証することを消費者に可能にする総額計算の基礎、
 - 4) 提供者を通じて支払われない、又は提供者により請求されないその他の税及び/又は費用があるときは、その記載、
 - 5) 67条の12に一致して撤回権が存在すること又はそれを欠くこと、及び、撤回権が存在するときは、その期間と行使方法、これには、67条の13・1項の意味において消費者が支払義務を負う可能性がある総額に関わる情報及び撤回権の不行使から生じる結果に関わる情報が含まれる。
2. 提供者は消費者にその他の情報提供が要求により可能であることを伝達し、かつ、それについて特性を明らかにするものとする。提供者は、67条の11の意味において自らの義務を履行するときは、完全な諸情報を伝達するものとする。

67条の10 [情報提供についての付加的な要件]

1. 67条の4、67条の5、67条の6、67条の7及び67条の8に定める情報提供に加えて、関係するサービス又は製品の供給を規律する分野法が予定するより厳格な諸

規定が適用される。

2. 経済発展省は、ヨーロッパ委員会に、2002/65/CE 指令 3 条 1 項に定める要件に付加する事前の情報提供の要件に関する国内規定を伝達するものとする。

3. 銀行、保険、金融分野及び補充的保障の監視機関は、経済発展省に、各所管の事項について 2 項に定める規定を伝達するものとする。

4. 2 項に定める情報は、経済発展省の編集でデータ通信システムの利用によっても、消費者及び提供者に利用できるようにする。

67条の11 [事前の契約条件及び諸情報の伝達]

1. 提供者は消費者に、消費者が遠隔契約又は申込みにより拘束される前に、全契約条件、さらに67条の4、67条の5、67条の6、67条の7、67条の8、67条の9及び67条の10に定める諸情報を、書面により又は他の耐久性があり消費者にとり適時に利用可能かつアクセス可能な媒体により伝達するものとする。

2. 消費者の要求により、1項の意味での契約条件も情報も送信しない遠隔コミュニケーション技術を利用して遠隔契約が締結されたときは、提供者は遠隔契約締結後直ちに、1項に定める債務に従うものとする。

3. 契約関係のどの時点においても消費者は、要求したときは、書面により契約条件を受け取る権利をもつ。これに加えて、消費者は、利用する遠隔コミュニケーション技術を変更する権利をもつ。ただし、そのことが締結される契約又は給付される金融サービスの性質と両立しない場合は別とする。

67条の12 [撤回権]

1. 消費者は、違約金なくかつ理由を示す義務もなく契約を撤回するために14日間を利用することができる。

2. 前記期間は、私的保険法典を制定した2005年9月7日立法命令209号に定める生命保険を目的とする遠隔契約、及び、個人年金設計を目的とする行為については、30日に延長する。

3. 撤回権を行使することができる期間は、以下に定める日のいずれかより経過する。すなわち、

a) 契約締結日。ただし、生命保険の場合は除くものとし、これについては消費者に契約締結が伝達された時点から経過し始める。

b) 67条の11に定める契約条件及び諸情報を消費者が受け取った日が a) に定める日より遅いときは、その日。

4. 投資サービスに関わる契約の有効性は、撤回権行使のために予定される期間の

経過中は中断される。

5. 以下のものには撤回権は適用されない。

a) 投資がまだ始められていないとき投資金の個人的基礎の上に運営するサービスとは異なり、その価格が提供者によりコントロール不可能かつ撤回期間中に生じ得る金融市場の変動に左右される金融サービス。例えば、以下のものに関するサービスである。

- 1) 為替サービス,
- 2) 通貨市場の証書,
- 3) 有価証券,
- 4) 集団投資組織の相場,
- 5) 現金で管理される同等の証書を含む金融証書についての(将来の)確定期限付き契約,
- 6) 利率についての期限付き契約(FRA),
- 7) 利率, 外国貨幣についてのスワップ契約又は行動や行動指針と接続した交換契約(エクイティ・スワップ),
- 8) 現金で管理される同等の証書を含む本号により規定される証書(strumento)を購入又は売却するためのオプション。特にこのカテゴリーに含まれるのは、外国貨幣及び利率についてのオプションである。

b) 旅行及び荷物保険の証書又はこれらに類似した1月未満の短期保険証書,
c) 撤回権を消費者が行使する前に、消費者の書面による明白な要求に基づき、当事者双方により完全に実行された契約、さらに、自動車輸送や船の状況に起因し、かつ、保障された事実が立証された損害についての民事責任の強制保険契約,

d) 消費者には67条の11・1項に定める権利が保障されていることを公務員が確認するという限りで公務員の前で認められた消費者の表明。

6. 撤回権を行使するとき、消費者は期間満了前に、かつ、67条の7・1項d)の意味で与えられた説明書きにしたがひ、受領通知付き書留郵便又はその他の67条の7・1項d)の意味で記載された方法により、提供者に書面で伝達する。

7. 本条は、67条6項及び77条により規律される信用契約の解消には適用されない。

8. 特定の金融サービスに関わる遠隔契約に、第三者と提供者との間の合意に基づいて提供者又は第三者により給付される金融サービスに関わる他の遠隔契約が付加された場合において、消費者が本条に定める方法にしたがひ撤回権を行使するとき

は、付加された契約は違約金なしに解消される。

67条の13 [撤回前に提供されたサービスについての支払い]

1. 67条の12・1項に定める撤回権を行使する消費者は、遠隔契約にしたがい提供者により有効に給付された金融サービスの価格のみを支払う義務を負う。契約の実行は、消費者が要求した後にのみ始めることができる。保険契約においては、会社は契約が効力を有していた期間に関わる保険料の部分に応じるものとする。

2. 1項に定める価格は、

a) 遠隔契約により予定される給付全てとの関係において、既に提供されたサービスの重要性に釣り合った金額を超えることはできない、

b) 違約金となりうべき実体であることはできない。

3. 提供者が消費者は67条の7・1項 a) にしたがう義務を負う金額につき正当に情報提供されたことを立証することができないときは、提供者は、消費者に1項に基づく金額の支払いを要求することはできない。また、事前の消費者の要求なく、67条の12・1項に定める撤回権の行使期間の満了前に契約の実行を始めたときも、そのような支払いを消費者に要求することはできない。

4. 提供者は消費者に、遠隔契約にしたがい消費者により支払われた金額全てを1項に定める金額は除いて15日以内に返還する義務を負う。この期間は、提供者が撤回の伝達を受け取った日から経過する。保険会社は、当該契約が効力を有していた期間に関わる契約上の債務全てを履行する義務を負う。

5. 消費者は提供者に、1項に定める対価を支払い、かつ、提供者から受け取った物や金額全てを撤回の伝達の発信から15日以内に返還する。被保険者又はその他保険金給付についての権利をもつ者に会社が既に支払っていた賠償金及び金額は、返還請求することはできない。

6. 土地若しくは既存若しくは計画中の建物上の所有権の取得若しくは維持、又は、建物の建て替え若しくは改築を主として可能にする直接融資については、撤回の有効性は5項に定める返還に従う。

67条の14 [遠隔で申し込まれた金融サービスの支払い]

1. クレジットカード、デビットカード又はその他の支払証票が67条の6・1項 f) の意味で消費者に伝達された支払方法の中で予定されていたときは、消費者はその支払証票により支払いを実行することができる。

2. 修正を伴い1991年7月5日法律197号により転換された1991年3月3日法律命令143号12条の適用は除いて、支払証票を発行又は提供する法人は、権限のない支

払い若しくは取り決めた価格と比べて超過を示す、又は、提供者若しくは第三者の側での支払カードの詐欺的利用による実行を示す支払いについては、消費者に再度信用供与するものとする。支払証票を発行又は提供する法人は、消費者に再度信用供与された金額を提供者に負担させる権利をもつ。

3. 電子署名と電子書面の証拠能力に関する2005年3月7日立法命令82号による定め及び後の修正及び統合は有効なままとして、支払取引が権限に基づいており、慎重に記録され、かつ、計算されたこと、及び、当該取引が技術の故障により損なわれていないことの立証責任は、支払証票を発行又は提供する法人が負う。支払証票の使用は、支払いが権限に基づいていたことを必然的にもたらずものではない。

4. 遠隔契約の範囲で実行されるべき支払行為に関わって、提供者は、1993年9月1日立法命令385号に定める銀行及び信用供与に関する諸法律の統一法規集 (testo unico) 146条の意味での定めにしたがった安全のための条件を採用する。その際には特に、当該行為の誠実さ、真実性及び検証可能性に配慮するものとする。

67条の15 [要求されていないサービス]

1. 消費者は、要求していないのに提供されたときは、対価としての給付を負うことはない。いかなるときも、返答の欠如は消費者の承諾を意味しない。

2. 67条の17に定める制裁は除いて、本条に定める要求されていないサービスは、21条、22条、23条、24条、25条及び26条の意味での不公正商行動となる。

67条の16 [要求されていないコミュニケーション]

1. 以下の遠隔コミュニケーション技術の提供者による利用は、消費者の事前承諾を必要とする。すなわち、

- a) 自動装置によるオペレーターの介入しない呼出しシステム、
- b) テレファクス。

2. 1項に掲げるもの以外の遠隔コミュニケーション技術は、それが個人的コミュニケーションを可能にする場合において、利害ある消費者の承諾を得ていないときは、認められない。

3. 1項及び2項に定める措置は、消費者に負担をもたらずものではない。

67条の17 [制裁]

1. 事実が犯罪を構成する場合は別として、本款に定める法規範に違反する、消費者の側での撤回権の行使を妨害する、又は、消費者により支払われた金額を消費者に返還しない提供者には、各の違反について5000ユーロないし5万ユーロの行政罰

金を科す。

2. 特に重大であったり再犯の場合、さらに67条の19・3項違反の場合には、1項に定める制裁の下限及び上限は倍増されるものとする。

3. 銀行、保険、金融分野及び補充的保障を監督する諸機関及び自らの所管領域において各機関は、本款の規定違反を評価するものとし、かつ、これに関わる制裁は、各分野に適用される手続きにしたがって科される。

4. 提供者が契約相手の側での撤回権行使を妨害する、契約相手により支払われた金額を返還しない、又は、その特徴の提示を著しく損なう仕方です事前の情報提供義務に違反するときは、契約は無効である。

5. 無効は、消費者によってのみ主張することができ、かつ、両当事者を受け取ったものの返還に義務づける。保険契約においては、会社は、支払われた保険料を返還する義務を負い、かつ、契約が効力を有していた期間に関わる債務を履行する義務を負う。被保険者又はその他保険金給付についての権利をもつ者に会社が既に支払っていた賠償金及び金額は、返還請求することはできない。このことは損害賠償を求めて訴える消費者の権利を妨げない。

6. 2003年6月30日立法命令196号に定める制裁は別とする。

67条の18 [諸権利の放棄不可能性]

1. 本款により消費者に認められる諸権利は、放棄することができない。本款の規定により保障される保護を消費者から奪う効果をもつ取決めは、無効である。無効は、消費者によってのみ主張することができ、かつ、裁判官により職権で指摘されうる。

2. 両当事者がイタリア法とは異なる法を契約に適用することを選んだ場合においても、消費者には本款の定める保護の諸条件を認めなければならない。

67条の19 [司法又は行政への訴え]

1. 137条に定めるリストに登録されている消費者団体は、消費者の集団的利益を保護するために、各所管領域の監督機関に、本款諸規定に違反しているとの評価を求めてクレームを提起する権限をもつ。

2. 137条に定めるリストに登録されている消費者団体は、140条の意味における本款諸規定の違反をやめさせるための会社又は仲介者に対する差止訴訟を、司法機関に提起する権限をもつ。

3. 銀行、保険、金融分野及び補充的保障を監督する諸機関は、各権限の行使において、1項に定める場合でなくとも、被監督主体に本款の諸規定に従わない行動の

中止を命令し、又は、開始を禁止するものとする。

4. 明らかに抵触しない限り、銀行、金融、保険に関する規定及び支払いシステム及びその分野の監督機関の権限は別とする。

67条の20 [紛争の裁判外での和解]

1. 経済金融省、経済発展省及び司法省は、当該分野の監督諸機関の意見を聴いて、予算の通常配分の範囲で、消費者に関連する紛争に向けたクレーム及び訴えの適切かつ有効な裁判外手続きの創設を發起することができる。これら裁判外手続きは、共同体法及び国内法の定める諸原則に一致し、かつ、金融サービスに関するヨーロッパネット (FIN NET) の領域内で機能するものとする。

2. 裁判外紛争和解組織は、1項に定める諸省に、金融サービスの遠隔取引について採用する重要な諸決定を伝達する。

67条の21 [立証責任]

1. 以下の事項に関わる立証責任は、提供者が負う。

- a) 消費者への情報提供義務の履行、
- b) 契約締結への消費者の承諾、
- c) 契約の実行、
- d) 契約に基づく債務の不履行について責任を負うこと。

2. 1項に定める立証責任を転換又は変更する効果をもつ条項は、33条2項t)の意味において過酷と推定する。

67条の22 [暫定措置]

1. 本款の諸規定は、2002/65/CE 指令をまだ受け入れておらず、かつ、そこでは同指令で定める債務に対応する債務が現在効力をもたない他の加盟国内で設立された提供者に対しても適用される。

お わ り に

以上見てきたように、イタリア消費者法の状況は、消費法典のみでも、幾度もの改正を経て非常に把握しがたいものとなっている。EC/EU 法への適応義務がその一因となっていることは明らかであろう。もっとも、消費者法のレベルに関しては、イタリアではヨーロッパ法のおかげでレベル

が引き上げられてきたといえる。

このような状況からすれば、EU 加盟各国の消費者法について検討するよりも、各 EC/EU 指令の内容を検討した方が有意義のようにも思われよう。しかしやはり指令である限りは国内法化された後の国内法こそが第一次的には適用される有効な法なのであって、国内法を見る必要性からは逃れられない。加えて、加盟国には、ヨーロッパの視点からだけでは捉えきれない国内事情をも加味した上で、より緻密かつ具体的な法を制定する権限があることに鑑みれば、指令内容の国内法化作業を経て国内法として制定するという行程は、妥当な法的解決を模索するための貴重な行程といえよう。そのような加盟各国の営みは我が国にも多くの示唆を与えてくれる。

特に近年ヨーロッパでは、消費者保護に関する EU 法と国内法との調和のあり方について、従来採られてきた「下限の調和 (minimum harmonisation)」方針を超えて「完全な調和 (full harmonisation)」を目指すべきかが議論されている。この問題については、国内事情や国内での消費者保護レベルの高度化を優先すべきか、それとも、国境を越えた取引の促進を優先すべきか、という大枠としての政策判断と関連づけて論じられることが多い。最近の EU の政策としては、消費者保護レベルの高度化を目指してはいるが、法を統一して国境を越えた取引の促進を優先し、国内立法の裁量の余地をできるだけ排除しようという方向を見て取ることができよう⁴⁶⁾。

46) 2002年金融サービス遠隔取引指令4条、2005年不公正商行動指令3条、2008年消費者信用指令22条、2011年消費者権利指令4条参照。もっとも消費者権利指令については、2008年指令提案4条において予定された「完全な調和」は、加盟各国の反対を受け、その表題も「調和の程度」に変更され、「ただし、この指令に別段の定めがある場合はこの限りでない」という留保によって緩和される結果となった。

加えて、2011年10月11日に公表された「ヨーロッパ共通売買法に関する規則のための提案」(Proposta di Regolamento del Parlamento europeo e del Consiglio relativo a un diritto comune europeo della vendita, 11 ottobre 2011, COM (2011) 635 definitivo.) も、「完全な調和」に向けた大きな動きである。この規則提案及び「調和 (ないし平準化)」をめぐるヨーロッパ消費者法の最新状況については、シュテファン・ヴルブカ「ヨーロッパ共通

いずれにせよヨーロッパ消費者法の状況は我が国に、消費者法の規定内容、規定方式についての具体例を示すにとどまらず、どのような規定内容が望ましいかを、多重的に（EC/EU 法と各国法とによって）考えさせてくれる点で、今後も注視し続ける意義は大きい。特に、イタリアでは民法典中に定められていた濫用条項規制に関する規定及び消費用動産売買に関する規定、並びに、民事規定・行政規定・刑事規定など多様な法規定からなる個別の法律等が統合され、独立の消費法典が成立し、かつ、改正が続けられており、ヨーロッパ消費者法の中でも特徴的な状況を示している。この点においてイタリア消費者法を一つの立法モデルとして参照する特別の意義があるといえよう。

↘ 売買法規則提案 (1)・(2・完)」民商法雑誌146巻4・5号367頁以下及び6号491頁以下(2012年)に詳しい。